

裁判傍聴記 No.1 「後援会だよりに「裁判傍聴記」を掲載していきます。」

第1回口頭弁論は、7月1日(水)10時より、横浜地方裁判所相模原支部で行われました。

第1回は、次回の期日を決めるだけなので、八木市議の弁護士一人が出席して、1、2分で終了しました。

第2回口頭弁論は、9月2日(水)1時より同じ法廷で行われました。

今回は、小林市議の清水弁護士も出席、後援会役員6名が見守る中で行われました。清水弁護士が、裁判の争点は「起案した」点ではないのか、準備書面に訴状以外のものが多々記載されてきている、と裁判長と相手側弁護士に確認、牽制しました。

その後、提出証拠(チラシなど)を確認し、次回期日を10月14日と決めて終了、この間10分もかかりませんでした。

終了後、弁護士控え室で、清水弁護士より裁判内容の説明と今後の展望を説明してもらいました。

(次回の傍聴記からは、裁判も具体的な内容になるとおもいますので、内容に関わる報告をしていくつもりです。)

第3回の口頭弁論

10月14日(水)午前10時からです。

傍聴を希望される方は、車に乗り合わせて行けますので、お電話をください。



12月議会の日程 (主なもの)

- 11月17日(火) 本会議(提案説明など)
- 26日(木) 本会議(代表質問)
- 27日(金) 本会議(代表質問)
- 12月16日(水) 本会議(一般質問)
- 17日(木) 本会議(一般質問)
- 18日(金) 本会議(一般質問)
- 21日(月) 本会議(採決など)

・小林市議は、一般質問をおこないますので、ぜひ傍聴ください。日時は、後援会のホームページでお知らせします。

「後援会の入会者」をご紹介ください

津久井・相模湖・藤野・相模原にも拡大!

津久井4町、旧相模原市にも拡大して「入会者」を募っておりますので、津久井、相模原にお住まいの方も紹介をお願いします。

紹介していただくために、入会のチラシを同封しましたので、友人・知人の紹介をよろしくをお願いします。

※紹介カード等は、電話をいただければお届けします、受け取りにもお伺いします。

<TEL:782-5969> <FAX:785-5144>



相模原市議会議員

小林正明

後援会だより

第12号

2009年10月10日(会員限定)

<http://www.7b.biglobe.ne.jp/~k-koen/>

〒220-0101 相模原市 城山町 町屋4-16-9 TEL782-5969 FAX785-5144

「夏のつどい」盛大におこなわれる!

8月2日(日)に、恒例の夏のつどいが開催されました。あいにくの雨となり、会場の津久井湖記念館まで行くのが大変になったにもかかわらず、多くの会員の皆様にお集まりいただき盛大におこなわれました。

会長挨拶、小林市議の挨拶に続き、生ビールの乾杯で始まりました。その後は、参加者が次々に登壇、自己紹介・スピーチなどと続きました。

集いの途中には、今夏の衆議院選挙で見事当選された「後藤祐一氏」が駆けつけ、小林正明市議とがっちり握手、当選に向けての固い決意が述べられ、大いに盛り上がりました。

その後、市政の問題についての質問コーナーでは、いろいろな視点からの質問が出され、有意義な集いでもありました。

回を重ねるごとに、城山地区以外からの参加者も増えており、確実に小林市議への支持が広がっています。今後も年2回の集いを開催し、会員の親睦を深めると共に、小林市議支持の輪を更に広げていきたいと考えております。

ただ、会場まで行くのが大変との声があり、次回からは、交通の便の良い所に変更し、参加しやすくしていくつもりですので、是非ご参加くださるようお願いします。

※この様子が「後援会のホームページ」に掲載してありますので、ご覧ください。



民主党の後藤祐一衆議院議員が駆けつけ小林市議とがっちり握手

◇ 相談室をご利用ください ◇

「市制なんでも相談室」「法律相談」の2つの相談室を開設しておりますので、市政に対する要望、困ったことなどの相談、市民生活の権利を守る相談など、ご利用ください。日時は決まっておりますので、相談ご希望の方は、電話・FAXで、ご予約をお願いします。 <TEL:782-5969> <FAX:785-5144>

許せぬ！ 不当極まりない訴訟

5月26日、八木大二郎市議は、市役所で「小林正明市議を名誉毀損で訴える」と記者会見を行いました。

しかし、翌日、どの新聞にも一行も報道されることはありませんでした。それもそのはず、訴状内容は、こんなことで裁判を行うのか、相手は新聞社ではないのか、名誉毀損になる問題なのか等、数々の疑問のあるものでした。

訴状には（抜粋）

小林市議は、3月2日、毎日新聞記者に「八木市議が採石業者の便宜を図るために『山林等の開発行為取扱基準』の廃止を自ら起案し、決裁した」との虚偽の事実を伝えた。

元町長で、内部の決裁手続きにも精通していたので、故意によることは明らかである。このことにより八木市議は、社会的評価が低下する危険が発生している。

今回の発言は、市民に不当な誤解を与えることを意図した極めて悪質な名誉毀損行為であり、損害賠償と謝罪広告を求めるとなっています。

「基準の廃止」を決裁したことを問題にしている

後援会だより10号(4/11)と議会報告4月号でお知らせしたように、小林市議は、3月市議会において「市有林売却は不可解で不透明、利権構造である」と市長を追求しました。

このことを伝える報道が各新聞でなされましたが、毎日新聞だけが「小林市議によると・・・当時の町長自らが起案・決裁して即日、同基準が廃止された」と報道しました。（※新聞参照してください）

しかし、3月議会の議事録にも、議会

報告4月号にも「自ら起案し、決裁した」などという記述はありません。

元町長であった小林市議は、起案文書は職員が起案することは分かっていたことであり、話していないことです。

にもかかわらず訴状では、故意に毎日新聞記者に伝えた、市民に不当な誤解を与えることを意図した、となっているのです。

もし、故意に市民に誤解を与えるつもりなら、城山地区を中心に8000枚も配布した議会報告4月号に「自ら起案し決裁した」と記述するはずで

そもそも、市議会でも、議会報告でも、「基準の廃止」を起案したことなどは問題にしておらず、「基準の廃止」を決裁したことを問題にしているのです。

なぜ、不合理な訴訟を？

八木議員は、このような不合理な内容の訴訟をなぜおこなったのでしょうか。

30年間守られてきた「山林等の開発行為取扱基準」を廃止したことが、小林市議の議会報告により、白日の下に晒され、訴状の如く「社会的評価が低下する危険」に陥るような強い衝撃を受けたからだと考えられ、八木市議の起死回生の策だったとおもわれます。

最終日に、なぜ急いで廃止したのか

「基準」の廃止は、起案日が平成19年3月9日(金)、決済日も3月9日、告示日も3月9日となっていますが、この3月9日(金)は、城山町最後の日です。

合併日は3月11日(日)でしたが、10日が土曜日、11日が日曜日で休日です。最終日に、なぜ急いで廃止する必要があったのでしょうか。

審議も・諮問も・打診もなかった

更に問題は、この「基準の廃止」について、相模原市議会議長に調査を依頼して調べたところ、行政の最高政策協議機関である政策会議で審議することもなく、町長の諮問機関に諮問することもなく、町議会に打診することもなく、廃止されていたことが判明しています。

「基準」は山林開発の抑止力だった

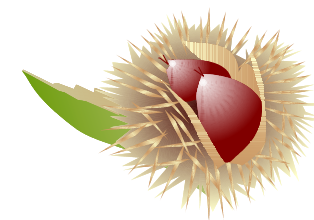
「山林等の開発行為取扱基準」は、昭和51年8月1日、業者の山林開発申入

城山町以外の方へ

八木大二郎市議は、城山町職員を経て、町議会議員、町長となる。

合併問題では、合併推進派の中心で活動。

一昨年の市議会議員選挙の城山選挙区で、小林正明市議に次いで2位で当選する。



し出を断り、自然保全・災害の未然防止を図ること目的に、城山町総合計画審議会の諮問を経て制定されたものです。

以来30年間、城山町の山林開発はおこなわれず、水と緑の城山町が維持されてきたのに、なぜ廃止しなければならなかったのでしょうか。

このような訴訟は許せない

八木市議は、「基準」を廃止した事実があるにもかかわらず、不当極まりない訴訟で、小林市議を訴えるなど断じて許せるものではありません。

後援会では、全力を挙げて裁判の支援をおこないます。今後の裁判経過は、後援会だより等でご報告していきます。

この問題が掲載してある「議会報告4月号」・「後援会だより10号」を読み返してみたい方は、後援会までご連絡ください。お届けます。